

市役所からの お知らせ

国民年金

国民年金の任意加入制度をご存知ですか？

■任意加入制度

老齢基礎年金は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を65歳から受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない場合や保険料の納付済期間が40年間に満たない場合で、厚生年金保険・共済組合に加入していないときは、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に加入して保険

料を納めることができる任意加入制度があります。制度の利用には、口座振替の申し込みが必要です。

■特例任意加入制度

65歳以上70歳未満の方で老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない方（ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた方に限ります）は受給資格期間10年を満たすまでの期間に限り加入することができます。

問合せ 市民課

☎ (275) 6241

年金生活者支援給付金制度

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要になります。ご案内や事務手続きは、日本年金機構が実施します。
対象 ①老齢基礎年金を受給し、次の要件をすべて満たす方
・ 65歳以上である
・ 世帯全員が非課税となっている
・ 年金収入額とその他所得額の合計

が約88万円以下である

②障害基礎年金・遺族基礎年金を受給し、前年の所得が約472万円以下の方

問合せ 日本年金機構「給付金専用ダイヤル」☎ 0570（05）

4092

税

住宅の省エネ改修による固定資産税額の減額措置

平成20年1月1日以前からある住宅（賃貸住宅を除く）について、令和4年3月31日までの間に、次の要件を満たす省エネ改修工事を行った場合、翌年度の当該家屋の固定資産税額を3分の1減額します。

※改修により長期優良住宅の認定を受けた場合は、3分の2を減額

▼ご注意ください！

バリアフリー改修軽減措置とは併用できませんが、耐震改修軽減措置と重複して適用することはできません。
要件 次の工事のうち、補助金等を除く工事が50万円を超えるもの
・ 窓の改修工事（必須）

・ 床の断熱改修工事

・ 天井の断熱改修工事

・ 壁の断熱改修工事

※いずれの工事も、外気等と接する部分の工事に限ります。

対象範囲 1戸あたりの床面積が50㎡以上120㎡まで。120㎡を超えるものは、120㎡相当分が対象。

※過去に当該減額を受けたものは除く

必要書類

①省エネ改修住宅固定資産税減額申告書

②現行の省エネ基準に適合した住宅であることを証する増改築等工事証明書（建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関または住宅瑕疵担保責任保険法人が発行したもの）

③工事内容や工事費用を示す工事明細書及び領収書

④補助金等に関する書類（補助金を受けた方）

申込・問合せ 工事完了から3か月以内に、税務課へ郵送または持参
税務課 ☎ (275) 6109

各種

交通事故等に遭い国民健康保険で治療を受ける場合は届出を

交通事故や傷害事件等、第三者から受けた傷病は損害賠償として加害者が被害者の治療費を負担しますが、窓口に届け出ること、国民健康保険証で医療機関にかかることができます。事前に健康づくり課で保険証の使用許可をとり、すみやかに第三者行為による傷病届を提出してください。なお、加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませると国民健康保険が使えない場合があります。

問合先 健康づくり課
☎(275) 6374

「プラスチック製容器包装」の分別に関するお願い

市では、ごみの減量・資源の有効利用を図るため「プラスチック製容器包装」の分別回収を行っています。ご理解、ご協力をお願いします。

■「プラマークを確認する」

「プラスチック製容器包装」の対象

となるものは、商品が入っていた容器や包装で、プラマークがついています。ハンガーやボールペンなどはプラスチック製であっても、容器や包装ではないため、普通（可燃）ごみで出してください。

■「汚れをキレイに落とす」

汚れがついていたり、中身が残っているものはリサイクルできません。また、他のきれいなものにも汚れが移ってしまいます。汚れの取れないものは普通（可燃）ごみで出してください。

■「危険な異物を混入させないで！」

収集された「プラスチック製容器包装」の袋の中に医療用の針の付いたものが混入していた事例がありました。資源ごみの選別は手作業で行っています。危険な異物は絶対に入れないでください。

■「プチプチ（緩衝材）はできるだけ小さく」

プチプチやシート状の緩衝材は設備の故障の原因になるため、小さく（50cm四方）して出してください。

問合先 生活環境課

☎(275) 6266

令和3年度 下半期 くみ取り日程	住 所	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		1(金) 18(月)	10/30(土) 15(月)	11/30(火) 14(火)	12/29(水) 17(月)	1(火) 15(火)	3(木) 17(木)
※悪天候の場合は、日程を変更することがあります。 ※くみ取り日は、作業がしやすいように通路の確保等にご協力をお願いします。 ※世帯人数、便槽に変更があった場合は、ご連絡ください。 問合先 生活環境課 ☎(275)6266	取 石 1丁目・2丁目(6~11・13・15・18・19・23・26~28・30・33・34・38・39・46・47)	4(月) 19(火)	1(月) 16(火)	1(水) 15(水)	12/30(木) 18(火)	2(水) 16(水)	4(金) 18(金)
	取 石 2丁目(31・41・43・45・48)・3丁目	5(火) 20(水)	2(火) 17(水)	2(木) 16(木)	5(水) 19(水)	3(木) 17(木)	5(土) 19(土)
	取 石 4丁目~7丁目	6(水) 21(木)	4(木) 18(木)	3(金) 17(金)	6(木) 20(木)	4(金) 18(金)	7(月) 22(火)
	千代田 1丁目~6丁目、綾 園 7丁目 東羽衣 4丁目(1~7)	7(木) 22(金)	5(金) 19(金)	4(土) 20(月)	7(金) 21(金)	5(土) 21(月)	8(火) 23(水)
	高師浜 1丁目~4丁目、羽 衣 1丁目・3丁目 東羽衣 1丁目・2丁目・3丁目(13・14・16)・5丁目(8・20・26)	8(金) 23(土)	6(土) 20(土)	6(月) 21(火)	8(土) 24(月)	7(月) 22(火)	9(水) 24(木)
	東羽衣 3丁目(1~12・18)・4丁目(12)・5丁目(1~7・9~19 21~25・27・28)・6丁目・7丁目 加 茂 1丁目(5・8~10・12・13・16・17・19)	11(月) 25(月)	8(月) 22(月)	7(火) 22(水)	11(火) 25(火)	8(火) 24(木)	10(木) 25(金)
	加 茂 1丁目(11・14・15) 綾 園 1丁目・2丁目(1)・3丁目・4丁目・6丁目(6・16・18・20)	12(火) 26(火)	9(火) 24(水)	8(水) 23(木)	12(水) 26(水)	9(水) 25(金)	11(金) 28(月)
	綾 園 2丁目(9~23)・6丁目(4・5・12・14・15・19・21)	13(水) 27(水)	10(水) 25(木)	9(木) 24(金)	13(木) 27(木)	10(木) 28(月)	14(月) 29(火)
	綾 園 2丁目(2~8)・6丁目(1・7~11・13・22・23) 加 茂 2丁目(6・7・23・30)・3丁目(1・6)	14(木) 28(木)	11(木) 26(金)	10(金) 27(月)	14(金) 28(金)	12(土) 31(火)	15(火) 30(水)
	取 石 2丁目(37) 加 茂 2丁目(1・14・17・24・26)・3丁目(8・10)・4丁目(11) 西取石 1丁目(1・2・4・10~15・18)・3丁目(1・5・11・18・19)	15(金) 29(金)	12(金) 29(月)	13(月) 28(火)	15(土) 31(月)	14(月) 31(水)	16(水) 31(木)
	取 石 2丁目(4・5・12・14・16・17・25) 西取石 1丁目(9・16・17・19・22)・3丁目(9・14・15)						

福祉バスの臨時運行について

彼岸の日は通常とは異なるルート及びダイヤで福祉バスを臨時運行します。

日程 9月23日(祝)

対象 取石、羽衣、高石のそれぞれの福祉バス運行ルート
※臨時運行の詳しいルート及びダイヤについては、お問い合わせください。

問合せ 高齢・障がい福祉課

☎ (275) 6293

10月6日に 防災行政無線のスピーカーから 訓練放送が流れます

地震や津波、武力攻撃などの発生時に備え、全国一斉情報伝達訓練が行われます。これは、全国瞬時警報システム(Jアラート)を用いた訓練で、全国の高石市以外の地域でも同様の訓練が行われます。

放送時間 午前11時頃

問合せ 危機管理課

☎ (275) 6245

指定管理者を募集します

次の施設の管理運営を行う指定管理者を募集します。

■たかいし市民文化会館市民文化ホール及び生涯学習センター

指定管理開始日 令和4年4月1日(予定)

対象 たかいし市民文化会館・ホール・生涯学習センターを管理運営する能力・実績のある法人・団体

問合せ 募集要項や申請書等詳しくは、社会教育課 ☎ (275) 6437



台風に対する備え

～事前準備をしておきましょう。～
問合せ 危機管理課 ☎ (275) 6247

家の外での備え

- ・庭木が電線に触れていないか確認
 - ・瓦やトタンなどが強風で飛ばないか確認
 - ・強風で飛びそうなものは固定、または家に収納
 - ・側溝や排水口、ベランダの水はけを確認
 - ・雨戸を閉める、必要に応じて窓を補強
- ※飛散物は隣近所の迷惑になるため、十分注意しましょう。

家の中での備え

生活用品の確認や、非常用の備蓄をしましょう

- ・非常食 ・水 ・医薬品 ・衛生用品
 - ・懐中電灯 ・ラジオ ・カセットコンロ など
- ※3年前の台風被害の際に役立ったもの
- ・ブルーシート(雨漏りや浸水防止に利用)
 - ・モバイルバッテリー(停電時の携帯電話充電用)

無理なく備蓄を

日頃から、1週間分の食料と飲料水等を備蓄品として常備しておきましょう。

避難するとき

「避難」とは「難」を「避」けることです。安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません。また避難場所は、避難所だけではありません。安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみましょう。避難する際には、食料・水などの非常持ち出し品と合わせて、マスクや体温計、消毒液など自身で使用する感染症対策用品も持参してください。詳しくは、高石市総合防災マップのP31～34を参考にご覧ください。また、避難所の開設状況や混雑状況はウェブサービス「VACAN Maps」で確認できますのでご活用ください。

「VACAN Maps」▼



福祉サービス

問合先の記載のないものは、高齢・障がい福祉課 ☎(275) 6293 へお問い合わせください。



住宅改造の経費を助成

高齢者及び重度障がい者等の方が、住み慣れた地域で自立し、かつ安心して生活していただけるよう、対象世帯へ住宅改造に必要な経費を助成します。

対象 市内に居住し、身体状況により住宅の改造を現に必要とする、次のいずれかに該当する方がいる世帯

- ①介護保険被保険者
 - ②身体障がい者手帳（1・2級または下肢・体幹の3級）をお持ちの方
 - ③療育手帳（A）をお持ちの方
- ※介護保険被保険者については、介護保険制度を優先して利用いただきます。また、生計中心者の前年の所得税額により、対象とならない場合があります。

対象経費 現在お住まいの住宅のトイレ及び浴室の改造、玄関・廊下・

階段・台所・居室等への手すりの取り付け、段差の解消、滑り止めの設置等に要する経費

※助成金の交付決定に基づき、改造工事をしたものに限る

※一度でも助成を受けたことのある世帯は対象外

緊急通報装置を設置

病気やケガなどの緊急時に、電話回線を通じて、直接、堺市消防局への通報や在宅介護支援センターに健康相談ができる装置を設置します。

対象 市内に居住するおおむね65歳以上のひとり暮らしの方か、65歳以上の方だけの世帯、または重度身体障がい者の方だけの世帯

費用 その世帯の生計中心者の所得税額に応じて負担あり

紙おむつ給付

対象 次の①～③の要件をすべて満たしている方

①本市に居住し、住民基本台帳に登録されている満65歳以上の方

②介護保険の要介護度3～5の方で、常時、紙おむつの使用が必要である在宅の方

③本人及び本人と生計を同一とする者の市町村民税が非課税である方

支給額 月額限度6000円分

独居老人訪問

ひとり暮らしをしているおおむね65歳以上の方を訪問し、日常生活についての相談や、見守り活動を行っています。

問合先 社会福祉協議会

☎(265) 1313

訪問理容サービス

理髪店に行くことが困難な高齢者の自宅に、市内の理容師が訪問し理髪を行った場合、理容師の出張料金を助成します。

※理容料金は別途必要

対象 在宅で寝たきりの65歳以上の方

助成方法 市が発行する助成券で、理容師の出張料金を年4回まで助成

助成額 1回1500円

配食サービス

食事づくりが困難な高齢者の方に、栄養のバランスが取れた食事をお届けします。

対象 おおむね65歳以上のひとり暮らしの方、または65歳以上の方のみの世帯で、食事の調理や買い物が困難な方

配食日 火・木・金曜日の夕食
費用 1食450円

問合先 社会福祉協議会 ☎(261) 9111、または高齢・障がい福祉課



地域包括支援センター

在宅の高齢者やその家族の身近な相談窓口として、地域包括支援センターがあります。保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーを配置し、介護に関するあらゆる相談に応じています。また、成年後見制度の申し立てや高齢者虐待等の相談支援も行っています。

問合先 地域包括支援センター

☎ (265) 1313

長寿祝品を贈呈

9月1日現在、市内にお住まいで住民基本台帳に登録されている満77歳・88歳の方に長寿祝品をお届けします。(申請手続き不要)



その痛み、 保険が使える？ 使えない？

はり・灸・あんま・マッサージ・柔道整復師による施術を受ける時、健康保険を適用できるケースは限られています。正しく理解し、適切に受診しましょう。

問合先

国民健康保険加入者は健幸づくり課 ☎(275)6374

後期高齢者医療保険加入者は健幸づくり課 ☎(275)6392

または府後期高齢者医療広域連合給付課 ☎06(4790)2031

整骨院・接骨院で 柔道整復師の施術

○ 保険が使える場合

外傷性が明らかな骨折・脱臼・打撲及びねんざなど（いわゆる肉離れを含む）

※骨折・脱臼については、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。

施術を受ける際の注意点

- ・ 肩こり・筋肉疲労などに対する施術は保険の対象ではなく全額自己負担となります。
- ・ 柔道整復師が患者の方に代わって保険請求を行うことが認められているため、一部負担金を支払うことで施術を受けることができます。施術を受けたときには、「療養費支給申請書」の施術箇所や回数を確認し、署名または押印してください。
- ・ 保険医療機関（病院、診療所など）で同じ負傷などの治療中は、施術を受けても保険の対象になりません。

医師が必要と認めた はり・灸・あんま・マッサージの施術

○ 保険が使える場合

はり・灸

神経痛・リウマチ・頸腕症候群・五十肩・腰痛症・頸椎捻挫後遺症・その他慢性的な疼痛を主症とする疾患

あんま・マッサージ

筋麻痺・関節拘縮などで、医療上マッサージを必要とする症例

施術を受ける際の注意点

- ・ 保険の適用には、あらかじめ医師の発行した同意書または診断書が必要です。
- ・ 疲労回復や慰安を目的としたもの、疾病予防のためのマッサージなどは保険の対象ではなく全額自己負担になります。
- ・ 施術者が患者の方に代わって保険請求を行うことが認められているため、一部負担金を支払うことで施術を受けることができます。施術を受けたときには「療養費支給申請書」の施術箇所や回数を確認し、署名または押印してください。
- ・ 保険医療機関（病院、診療所など）で同じ対象疾患の治療中は、はり・灸の施術を受けても保険の対象にはなりません。

施術を受けたときは、必ず領収証を受け取りましょう。

おうち時間で火災予防

新型コロナウイルス感染症の影響で、外出の自粛や在宅勤務など「おうち時間」が増えています。ご家庭内で火気を取り扱う機会も増えますので、今一度火災予防に努めましょう。

電気火災を防ぐ

電気火災の原因のひとつに、トラッキング現象があります。この現象は、電気製品のプラグとコンセントの間にたまったほこりが、湿気を含むことで通電状態となり出火するものです。出火の予防には、こまめな掃除と、コードが傷ついていないか、プラグが曲がっていないかなどを点検しましょう。



問合先 高石消防署予防課 ☎(266)0119

住宅用火災警報器の購入費用を助成

住宅用火災警報器を設置することは、火災の早期発見、逃げ遅れによる死亡のリスク軽減にもつながります。設置していないご家庭は速やかに設置しましょう。また、高齢者や障がい者の方には、住宅用火災警報器の購入費用を一部助成する制度がありますのでご活用ください。

対象：次のいずれかに該当する世帯

- ①75歳以上の単身世帯、または75歳以上の方だけの世帯
- ②身体障がい者手帳（1～3級）、療育手帳（A）、精神障がい者保健福祉手帳（1級）のいずれかを所持している方のいる世帯

助成額：1世帯 2000円 ※必ず購入前に印鑑を持って高齢・障がい福祉課へ



問合先 高齢・障がい福祉課 ☎(275)6293

補聴器の購入は慎重に！

消費生活センターだより
Consumer service center newsletter

事例1 補聴器の店で、耳かけ型の補聴器を借りて試用した。後日、再度店舗に行くと、突然耳あな型の補聴器を勧められ、約50万円で購入したが、食事の際、かむ音が我慢できないほど、うるさい。補聴器を交換したい。（70歳代 女性）

事例2 眼鏡店で受けた聴力測定結果から「早めに補聴器をつけないと認知症になりやすい」と言われ、約40万円で購入した。しかし後日、専門医に測定してもらうと、補聴器は必要ないと言われた。（60歳代 女性）



補聴器を購入する前には、自分の「聞こえ」の状態や補聴器が必要か等について、まずは専門医の診断を受けましょう。補聴器は、購入前・購入後の聞こえの調整や、定期的な清掃などのアフターケアが重要であるため、専門性があり、メンテナンス体制の整った販売店で購入することが大切です。「聞こえ」が十分でない高齢者は、販売員とのコミュニケーションが難しい場合があります。購入時には、家族など周りの人にサポートを求めましょう。通信販売を利用する際は、購入後のお試し期間の有無、返品条件などを確認し、慎重に判断しましょう。

困ったときは、
消費生活センターへ
☎(267)5501

場所 市役所本館2階
時間 9:00～16:45

休館日 土・日曜日、祝日
※休館日は「消費者ホットライン」
☎188へお問い合わせください

“健幸ポイント事業” 新規参加者を募集します！

健幸ポイント事業は、市民の皆さんの健幸づくりを応援するプロジェクトです。毎日のウォーキングや健幸づくりに関するプログラムに参加することでポイントがもらえ、貯めたポイントは商品券等に交換することができます。事業に参加するには説明会への出席が必要です。必ず事前に説明会への申込をお願いします。

参加者説明会詳細

日程・会場

日程 9/27(月)、10/28(木)

会場 市役所(別館3階)

時間 ①10:30~11:30

②13:00~14:00

対象 市内在住の20歳以上の方

定員 各回28人 入会料 500円

申込・問合先 説明会前日までに
スマートウェルネス推進班へ電話申込

☎(267)1161

運動時はマスクを着用し、人との適切な
距離を保ちましょう！！



前後は5mを目安に！

紹介ポイントプレゼントキャンペーン

～80歳以上の方を紹介いただいた方に、お一人様ご紹介毎に500ptをプレゼント！～

80歳以上の方のご入会時、申込書に紹介者の氏名とIDをご記入いただき、後日紹介者のみにポイントを付与します。

※紹介ポイントの獲得は4人分(2,000pt)を上限とします。また、同一の方を複数人が紹介することはできません。

※紹介ポイントは、年間交換ポイントの上限に関わらず、交換できるポイントです。

問合先 スマートウェルネス推進班 ☎(267)1161

バスで巡る 高石工場夜景ツアー

ツアー参加者には特製グッズをプレゼント！

2021年 10/23 土
午後5時15分～7時45分

対象 中学生以上

募集 20人

(応募多数の場合抽選)

講師 小林 哲朗 さん

参加費 3,000円

応募方法

9月22日(水)までにHPの専用応募フォームから応募者の氏名・年齢・性別・住所・携帯電話番号・メールアドレス・高石市のイメージや工場夜景について(高石商工会議所HP等で紹介する場合があります)を入力して応募

詳細は
こちらから



問合先 高石商工会議所 ☎(264)1888

まっぼっくり

コロナ下での男女共同参画

令和3年版男女共同参画白書が今年6月11日に閣議決定・公表されました。今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は女性の生活や雇用に大きな影響を与えていることが改めて顕在化しました。

【労働市場への影響】

雇用者数の推移では、緊急事態宣言が発出された令和2年4月には、前の月と比べて女性は74万人、男性は35万人と大幅に減少し、女性の減少幅は男性の約2倍になりました。その後は男女ともに持ち直しの動きが見られるものの、令和2年11月頃からおおむね横ばいで推移しており、依然としてコロナ下以前の水準を下回っています。

【ひとり親世帯等の状況】

我が国のひとり親世帯の86.8%は母子世帯です。母子世帯の平均年間就労収入が200万円であるなど、経済的に厳しい状況に置かれていることが多くなっています。こうした中、令和2年7～9月期平均の完全失業率は約3%上がっています。また、令和2年末に向けての暮らしが「苦しい」と回答したひとり親は60.8%に上りました。

た。さらに、直近1か月間に必要とする食料が買えないことが「あった」と回答したひとり親は35.6%に上りました。

もちろん、家計が厳しい状況にある世帯は、ひとり親世帯に限りません。例えば、コロナ下において、経済的な理由で生理用品を購入できない女性や女の子がいる「生理の貧困」が注目されています。

【女性に対する暴力の状況】

女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、決して許される行為ではありません。しかしながら、コロナ下の生活不安やストレス、外出自粛による在宅時間の増加等によって、女性に対する暴力の増加や深刻化が懸念されています。

全国の配偶者暴力相談支援センターとDV相談プラスに寄せられた令和2年度のDV（配偶者暴力）相談件数は19万30件で、前年度比で約1.6倍に増加しました。

【自殺の状況】

平成31年1月以降の自殺者数の推移では、女性は令和2年6月以降、男性は令和2年8月以降、前年同月差で増加傾向にあ

ります。一方、増加幅を男女で比較すると、女性の自殺者数の増加幅の方が大きくなっています。

自殺者数の推移

	2019年	2020年	前年差
男性	14,078	14,055	▲23
女性	6,091	7,026	935
合計	20,169	21,081	912

女性の自殺の背景には、経済生活問題や勤務問題、DV（配偶者暴力）被害や育児の悩み、介護疲れや精神疾患など、さまざまな問題が潜んでおり、コロナ下において、そうした自殺の要因になりかねない問題が深刻化したことが、女性の自殺者数の増加に影響を与えている可能性があると考えられます。

【男女共同参画の未来】

ポストコロナ時代を見据えた男女共同参画を強力に進め、この国に生まれてきて良かったと思える社会、誰一人取り残されない社会を実現することにこそ、男女共同参画の未来があります。

人権推進課
(275) 6279

買って・使って・得するエコ

家庭用生ごみ処理機等購入補助制度

対象 次の要件をすべて満たしている方

- ① 本市に住民登録し、市内に居住していること
- ② 生ごみ処理機を設置、適正に維持管理できること
- ③ 市税（住民税、固定資産税、軽自動車税）を滞納していないこと

対象機器 ① 電動式生ごみ処理機 ※1世帯1台まで
② 生ごみ堆肥化容器（コンポスト容器、EMぼかし容器など） ※1世帯2台まで

補助金 機器購入金額（消費税を含む）の1/2
※①は2万円、②は3000円を上限とします。

必要書類 家庭用生ごみ処理機等購入補助金交付申請書兼振込依頼書（市ホームページからダウンロード可）・領収証および保証書の写し・設置状況の分かる写真・振込口座の通帳の写し

申込・問合先 購入した日から6か月以内に必要書類を生活環境課 ☎(275)6266へ持参